

相模原市廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止 対策要綱

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物焼却施設の解体工事について必要な事項を定め、ダイオキシン類及び重金属等(以下「ダイオキシン類等」という。)を含むばいじん等の飛散又はダイオキシン類等を含む汚水の流出によって生じるおそれのある周辺環境への汚染の未然防止を図るとともに、工事によって発生する廃棄物の適正処理を推進し、もって市民の健康の確保に寄与することを目的とする。

(要綱の位置付け)

第2条 この要綱は、相模原市行政手続条例(平成9年相模原市条例第13号)第2条第1項第8号に規定する行政指導を行うためのものとする。

(定義)

第3条 この要綱において「廃棄物焼却施設」とは、廃棄物を焼却するための施設(現に使用していないものを含む。)で廃棄物の投入口又は供給設備(前処理設備も含む。)から煙突までの総体(排水処理設備、灰ピット、灰処理設備等の附帯設備を含む。)をいう。

2 この要綱において「解体工事」とは、廃棄物焼却施設に係る次に掲げる作業をいう。

(1) 廃棄物焼却施設の解体及び撤去の作業(設置場所から撤去し、搬出した後に他所において解体及び破壊の作業を行う場合の全工程を含む。)

(2) 廃棄物焼却施設に係る設備の大規模な撤去を伴う補修又は改造の作業。ただし、耐火れんがの部分的な取替え等の定期的に行う点検補修作業で大規模な撤去を伴わない作業については除外する。

(3) 前2号の作業に伴うばいじん等を取り扱う作業

3 この要綱において「ダイオキシン類」とは、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第2条第1項に定めるものをいう。

4 この要綱において「重金属等」とは、カドミウム、六価クロム、水銀、セレン、鉛及びヒ素をいう。

5 この要綱において「ばいじん等」とは、廃棄物焼却施設において廃棄物を焼却した結果生じたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻をいう。

6 この要綱において「設置者」とは、解体工事を行う廃棄物焼却施設の設置者又

は管理者で、当該解体工事をその者の責任において実施するものをいう。

7 この要綱において「元請業者」とは、廃棄物焼却施設の解体工事を請け負った者をいう。

(市の責務)

第4条 市は、廃棄物焼却施設の解体工事に際し、周辺環境への汚染を防止するため、必要に応じて立入調査及び周辺環境の調査を実施するとともに、設置者及び元請業者(以下「設置者等」という。)に対する必要な指導及び助言を行うものとする。

(設置者等の責務)

第5条 設置者等は、廃棄物焼却施設の解体工事をを行うに当たってはこの要綱に定める事項を遵守し、周辺環境への汚染防止を図るものとする。

2 設置者等は、ダイオキシン類等の飛散又は流出が確認された場合は、速やかに原因究明のための調査、飛散等の拡大防止のための措置等必要な対策を講じ、その内容を記録し、保管するものとする。

3 元請業者は、解体工事を他の事業者に請け負わせる場合には、当該解体工事について、この要綱が遵守されるよう監督するものとする。

(適用範囲)

第6条 この要綱は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成9年神奈川県規則第113号。以下「県条例施行規則」という。)別表第1の51の項に係る廃棄物焼却炉を有する焼却施設において行われる解体工事について適用する。

(計画書等の提出)

第7条 設置者は、解体工事に着手する14日前までに、廃棄物焼却施設解体工事計画書(第1号様式)に次に掲げる書類等を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 解体工事をを行う廃棄物焼却施設の周囲の状況、施設の配置(当該廃棄物焼却施設の全体又は一部が建屋の中にある場合は、建屋の位置を合わせて表示する。)、車両、機械等の洗浄場所及び解体工事により発生する廃棄物の保管場所を示した図面

(2) 廃棄物焼却施設及び当該廃棄物焼却施設の周囲の状況がわかる写真

(3) 解体工事におけるばいじん等の飛散防止及び汚水の流出(地下への浸透を含む。)防止のための措置(排気及び排水の処理の方法を含む。)の概要を記載し

た書類

- (4) 解体工事により発生する廃棄物(廃棄物焼却施設から除去した汚染物並びに排気処理及び排水処理により発生する廃棄物を含む。)の種類ごとの発生見込量、保管方法(保管場所の雨水対策及び地下浸透防止対策を含む。)及び処理の方法を記載した書類
 - (5) 土壌、水質及び大気に係る周辺環境の状況調査の方法並びに試料採取の場所を記載した書類
 - (6) 解体工事の工程表
 - (7) 解体工事に係る近隣住民に対する情報提供の方法を示した書類
 - (8) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第88条及び労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第90条第5号の3に定める届出に添付した資料の写し
- 2 設置者は、解体工事の計画に主要な変更が生じたときは、速やかに廃棄物焼却施設解体工事計画変更届出書(第2号様式)を市長に提出するものとする。
- 3 設置者は、解体工事が終了したときは、廃棄物焼却施設解体工事終了報告書(第3号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。
- (1) 第10条に定める周辺環境の状況調査の結果を記載した書類
 - (2) 解体工事により発生した廃棄物の種類ごとの数量、処分方法等を記載した書類
 - (3) 第5条第2項に定める対策を講じた場合は、その対策の内容を記載した書類(周辺環境対策)
- 第8条 設置者等は、解体工事を行うに当たっては、当該解体工事によるばいじん等の飛散を防止するとともに、当該解体工事に伴って生じる排気、汚水等による周辺環境への汚染を防止するため、別に定める周辺環境対策を講ずるものとする。(廃棄物の適正処理)
- 第9条 設置者等は、解体工事によって発生する廃棄物の排出者としての責任に基づき、飛散及び流出を防止するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
- (1) 廃棄物は、廃棄物保管場所であることを表示した場所に廃棄物の種類、性状ごとに分別し、飛散及び流出しないよう適切に保管すること。
 - (2) 廃棄物の保管場所を屋外に設ける場合は、汚染された廃棄物が雨水に触れないよう対策を行うとともに、周囲から雨水が流入しないための措置を講ずるこ

と。この場合において、保管場所の底面は、水分を含んだ廃棄物から流出した汚水等が地下に浸透しないための措置を講ずること。

(3) 廃棄物の収集及び運搬並びに中間処理及び最終処分を委託する場合には、委託する者との書面による契約及び廃棄物管理票交付等の手続を確実に行之、廃棄物を適正に処理すること。

2 廃棄物焼却施設の解体工事により発生した廃棄物は、特別管理産業廃棄物として取り扱うものとする。ただし、特別管理産業廃棄物でないことを確認した場合は、この限りでない。

(周辺環境の状況等調査)

第10条 設置者は、解体工事を行う廃棄物焼却施設の周辺環境の状況等を把握するため、別に定める調査を実施するものとする。

(土壌汚染調査及び対策)

第11条 設置者は、前条の調査の結果、解体工事着手前の土壌が土壌汚染に係る環境基準の数値を超えた場合は、区画形質の変更により周辺に影響を及ぼす可能性がある場合及び事業所の移転又は廃止の際に、土壌汚染調査(土壌の表層調査及びボーリング調査をいう。)を行うとともに、必要に応じて対策を講ずるものとする。

2 設置者は、前条の調査の結果、解体工事終了後の土壌が当該解体工事に起因して土壌汚染に係る環境基準の数値を超えた場合は、表層土の除去等の対策を講ずるものとする。

(情報提供)

第12条 設置者は、解体工事を行う廃棄物焼却施設の近隣住民に対し、当該解体工事の着手前及び終了後に当該解体工事についての情報の提供を行うものとする。

2 設置者は、解体工事の期間中、解体工事を行う廃棄物焼却施設の敷地内の見やすい場所に当該工事の概要、連絡先等を記載した看板を設置するものとする。

3 前2項の規定は、解体工事を行う廃棄物焼却施設の規模や当該廃棄物焼却施設の立地する周辺の状況等から周辺環境への影響が少ないと市長が認めた場合は、適用しないものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めのない事項については、市長と設置者が協議するものとする。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

第1号様式(第7条関係)

廃棄物焼却施設解体工事計画書

年 月 日

相模原市長 あて

設置者 住 所
氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

相模原市廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱の規定により、次のとおり計画書を提出します。

施 設 の 名 称			
施 設 の 設 置 場 所		相模原市	
事 業 概 要		全部 ・ 一部解体 ()	
施設の概要	施設の規模及び能力	焼却能力	kg/h
		火床面積又は火格子面積	m ²
		一次燃焼室の容積	m ³
	主な焼却物の種類		
	表1により決定した区分	A ・ B ・ C ・ D	
解 体 工 事 期 間		年 月 日 ~ 年 月 日	
設 置 者	名 称		
	住 所	〒	
	電 話 番 号		代 表 者 名
元 請 業 者	名 称		
	住 所	〒	
	電 話 番 号		作 業 責 任 者 名
連 絡 先	名 称		
	住 所	〒	
	電 話 番 号		現 場 担 当 者 名

第2号様式(第7条関係)

廃棄物焼却施設解体工事計画変更届出書

年 月 日

相模原市長 あて

設置者 住 所
氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

相模原市廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱の規定により、次のとおり計画変更届出書を提出します。

施 設 の 名 称	
施 設 の 設 置 場 所	相模原市
解体工事計画書届出年月日	年 月 日
元 請 業 者 名	
作 業 責 任 者 名	
変 更 事 項	設置者の名称及び所在地の変更 ばいじん等の飛散防止対策の方法の変更 汚水の流出等の防止対策の方法の変更 排気及び汚水の処理の方法の変更 廃棄物の保管場所の変更(保管場所が屋内から屋外に変更する場合に限る。) 周辺環境の状況調査の場所の変更 工事の工程の変更(工期が1ヶ月以上変更となる場合に限る。) 住民への情報提供の方法の変更 その他()
変 更 理 由	
変 更 内 容	別 紙
変 更 年 月 日	年 月 日
連 絡 先	所属 部 課 担当者氏名 電話番号 (内線)

備考 添付書類のある欄には該当する項目にレ印を記入してください。

第3号様式(第7条関係)

廃棄物焼却施設解体工事終了報告書

年 月 日

相模原市長 あて

設置者 住 所
氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

相模原市廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱の規定により、次のとおり終了報告書を提出します。

施 設 の 名 称			
施 設 の 設 置 場 所		相模原市	
解 体 工 事 期 間		年 月 日 ~ 年 月 日	
添 付 書 類		第10条に定める周辺環境の状況調査の結果を記載した書類 解体工事により発生した廃棄物の種類ごとの数量、処分方法等を記載した書類 第5条第2項に定める対策を講じた場合は、その対策内容を記載した書類	
連 絡 先	名 称		
	住 所	〒	
	電 話 番 号		現場担当者名

備考 添付書類のある欄には該当する項目にレ印を記入してください。